

会 員 各 位

一般社団法人白井工業団地協議会

代 表 理 事 駒 村 武 夫

フォークリフト運転業務従事者能力向上教育の開催について

労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づき、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針が示されており、事業者は、労働者に対し、一定期間(概ね5年)ごと機械設備等に大幅な変更があった時も再教育の実施をもとめられています。

この教育は、運転技能講習終了後、概ね5年経過した方や、業務から一定期間離れ再び業務に従事する方を対象に、最近のフォークリフトの特徴、取扱いと保守、災害事例とその防止対策などを身に付けるためのものです。

当協議会では、(一社)船橋労働基準協会のご協力を得て、「フォークリフト運転業務従事者能力向上教育」を開催することとしました。

この機会に是非、受講されますようご案内いたします。

- | | | |
|-----------|---|--|
| 1 日 | 時 | 11月28日(金)9:00~16:30 |
| 2 会 | 場 | 白井市公民センター |
| 3 内 | 容 | ① 最近のフォークリフトの特徴
② フォークリフトの取扱いと保守
③ 災害事例及び関係法令 |
| 4 受 講 料 | | 15,000円 (テキスト代、昼食代を含む。会員外は2,000円増) |
| 5 締 め 切 り | | 11月13日(木)16:00まで |
| 6 定 員 | | 30名 |
| 7 申 込 方 法 | | 事前予約
ご予約後下記のものをご持参ください。
・身分証明書の写し
・フォークリフト運転技能講習修了証写し
・申込書
・受講料 |
| 8 そ の 他 | | 当日は、筆記用具をご持参ください。 |

※キャンセルにつきましては、11月13日(木) 16:00までにお申し出があった場合は承ります。それ以降のキャンセルにつきましては受講料の返金は出来ませんので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



一般社団法人 白井工業団地協議会

白井市中98-17(白井市公民センター内)

TEL:047-491-0224

FAX:047-491-0222